



# 埼玉県報

第 2 6 6 6 号  
平成 2 7 年 1 月 3 0 日  
金 曜 日

## 目 次

### 規則

- [埼玉県教育委員会の権限に属する不利益処分<sup>の</sup>審査に係る行為の委任に関する規則及び埼玉県教育委員会の権限に属する不当労働行為救済申立てに係る行為の委任に関する規則の一部を改正する規則\(教委・総務課\)](#)

### 管理規程

- [埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(北部地域振興センター\)](#)
- [土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定\(水環境課\)](#)
- [幸手都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [人間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧\(みどり自然課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [神扇落悪水路土地改良区の役員退任届\(春日部農林振興センター\)](#)
- [保安林の指定予定\(森づくり課\)](#)
- [保安林の指定予定\(森づくり課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の実施\(用地課\)](#)
- [測量法に基づく公共測量の終了\(用地課\)](#)
- [毛呂山・越生都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [幸手都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧\(都市計画課\)](#)
- [草加都市計画事業八潮南部中央一体型特定土地区画整理事業の換地処分\(市街地整備課\)](#)
- [草加都市計画事業三郷中央一体型特定土地区画整理事業の換地処分\(市街地整備課\)](#)

- [埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定の一部を改正する告示\(田園都市づくり課\)](#)
- [県営都市公園\(戸田公園\)の区域の変更\(公園スタジアム課\)](#)
- [県道三芳富士見線の区域の変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [県道さいたまふじみ野所沢線の区域の変更\(川越県土整備事務所\)](#)
- [一般国道407号の供用の開始\(東松山県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(越谷建築安全センター\)](#)
- [水道用ポリ塩化アルミニウムの調達に関する入札公告\(水道管理課\)](#)
- [水道用液体塩素の調達に関する入札公告\(水道管理課\)](#)
- [水道用次亜塩素酸ナトリウムの調達に関する入札公告\(水道管理課\)](#)
- [水道用粉末活性炭\(ウェット炭\)の調達に関する入札公告\(水道管理課\)](#)
- [水道用粉末活性炭\(ドライ炭\)の調達に関する入札公告\(水道管理課\)](#)
- [水道用濃硫酸の調達に関する入札公告\(水道管理課\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)

## 雑報

- [収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)

## 規 則

埼玉県教育委員会の権限に属する不利益処分の審査に係る行為の委任に関する規則及び埼玉県教育委員会の権限に属する不当労働行為救済申立てに係る行為の委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年一月三十日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

### 埼玉県教育委員会規則第一号

埼玉県教育委員会の権限に属する不利益処分の審査に係る行為の委任に関する規則及び埼玉県教育委員会の権限に属する不当労働行為救済申立てに係る行為の委任に関する規則の一部を改正する規則

(埼玉県教育委員会の権限に属する不利益処分の審査に係る行為の委任に関する規則の一部改正)

第一条 埼玉県教育委員会の権限に属する不利益処分の審査に係る行為の委任に関する規則(昭和三十五年埼玉県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

(埼玉県教育委員会の権限に属する不当労働行為救済申立てに係る行為の委任に関する規則の一部改正)

第二条 埼玉県教育委員会の権限に属する不当労働行為救済申立てに係る行為の委任に関する規則(昭和四十三年埼玉県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

「第二十六条第一項」を「第二十五条第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

# 管理規程

埼玉県病院事業管理規程第一号

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十七年一月三十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院事業財務規程の一部を改正する規程

埼玉県病院事業財務規程（平成十四年病院事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「権限」の下に「（埼玉県債権の適正な管理に関する条例（平成二十六年埼玉県条例第四号。第三十条の二第一項において「条例」という。）第七条の規定による債権の放棄に係るものを除く。）」を加える。

第三十条の次に次の一条を加える。

（債権の放棄）

第三十条の二 条例第七条の規定による債権の放棄をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した伺書に、必要と認められる参考資料を添えて管理者の決裁を受けなければならない。

- 一 債権の名称
- 二 債務者の住所及び氏名（団体の場合は、主たる事務所の所在地並びにその名称及び代表者の氏名）

三 債権金額

四 債権を放棄しようとする理由

五 債権の発生及び徴収に係る履歴

六 その他必要な事項

2 管理者は、前項の規定により債権を放棄したときは、知事に報告するものとする。

第百十四条中「行う。」の下に「ただし、必要があるときは、資産の使用を開始した月から行うことができる。」を加える。

附 則

この規程は、平成二十七年一月三十日から施行する。

## 告 示

埼玉県告示第五十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県北部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十七年一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十七年一月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人面会交流支援こどものおうち
- 三 代表者の氏名  
堤 康子  
笠間 和彦
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県熊谷市万平町二丁目二十三番地
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、別居や離婚により、親と離れて暮らすことになった子供が別居親と面会交流することを支援し、子供のよりよい人格形成を図り社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第五十五号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十七年一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 要措置区域

別図のとおり（埼玉県鴻巣市小松二丁目四千六百九番三十七）

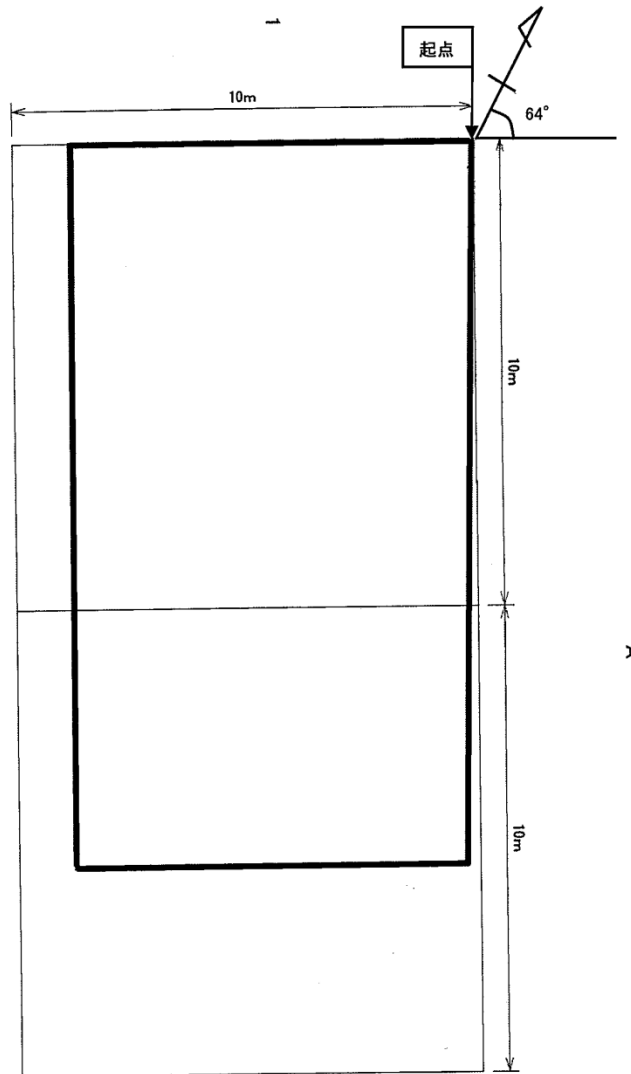
二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

シスー一・二ージクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン

#### 三 講ずべき指示措置

原位置封じ込め又は遮水工封じ込め

# 別図



※起点は埼玉県鴻巣市小松二丁目  
4609番地37の最北端とする  
※格子回転角度：64°

— : 要措置区域

# 告 示

埼玉県告示第五十六号

幸手市から幸手都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司



# 告 示

## 埼玉県告示第五十七号

入間市から入間都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成二十七年一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第五十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施設機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十七年一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
奥山こどもクリニックス	白岡市高岩七六五〇一 新 白岡駅前ホスピタリティパ ーク三F	平成二十六年十月三十 日
医療法人社団 明日 佳 埼玉あすか松伏 クリニックス	北葛飾郡松伏町ゆめみ野東 一〇二一〇一六	平成二十六年十二月三 十一日
ファミリートイズク リニックス	朝霞市本町二一四一二五 TIBLD五F	平成二十六年十月三十 一日
むろた皮フ科	越谷市下間久里七九〇一 一	平成二十六年十一月三 十日
くき眼科	久喜市本町六一二一 一	平成二十六年十一月七 日
オリーブ歯科	所沢市緑町二一〇一三 北 村ビル三F	平成二十六年九月三十 日
ウエルシア坂戸南口 薬局	坂戸市緑町七七八	平成二十六年十二月十 七日
くるみ薬局	幸手市上高野一九六五〇 一	平成二十七年一月一日
わかば薬局 長瀬店	入間郡毛呂山町中央四一 八二〇	平成二十六年十一月二 十二日
わかば薬局 中央店	久喜市中央一〇七一九	平成二十六年十二月三 十一日
ゆめみ野薬局 2号 店	北葛飾郡松伏町ゆめみ野東 一〇二一三九	平成二十六年十二月三 十一日

おおのはら眼科	やつか整形外科内科	馬島医院	仲町眼科	アイケアクリニック	勝沼歯科医院	すみれ薬局	シーエス吉川薬局
秩父市大野原四二九一	○ 草加市谷塚一〇〇一	狭山市青柳一四九一八	上尾市仲町一七一二七 アークエムビル七階	草加市氷川町八二九	蓮田市東一〇二一四	春日部市中央六一四一八	吉川市平沼一二〇一
平成二十六年八月三十一日	平成二十六年十月三十一日	平成二十六年十月三十一日	平成二十六年十一月六日	平成二十六年十月三十一日	平成二十六年十月三十日	平成二十六年十一月三十日	平成二十六年十二月二十三日

二 指定施術機関

氏名	片桐 健太
住所	
名称	第一鍼灸接骨院
所在地	東京都葛飾区お花 茶屋一―一五―五 三十日
指定年月日	平成二十六年十一月

# 告 示

埼玉県告示第五十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があつた。

平成二十七年一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 指定医療機関

名 称	所在地	辞退年月日
医療法人 一正会 峰 の坂産婦人科	所沢市宮本町二一六 一〇	平成二十七年一月三十 一日

# 告示

埼玉県告示第六十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施設機関から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年一月三十日

埼玉県知事 上田清司

## 一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
医療法人社団 協友会 メディカルトピア草加病院	名称	医療法人 福寿会 メディカルトピア草加病院	医療法人社団 協友会 メディカルトピア草加病院
医療法人社団 協友会 埼玉回生病院	名称	医療法人 福寿会 埼玉回生病院	医療法人社団 協友会 埼玉回生病院
内田歯科医院	所在地	上尾市西門前六〇七	上尾市上平中央二一一 五一

二  
指定施術機関

根本 浩	山下 周一	程吉 千知	氏名
施術所所在地	施術所所在地	氏名	変更事項
五 春日部市栄町一丁目四〇	九一〇一号 春日部市豊町二丁目九一	福島 千知	変更前
四 春日部市栄町一丁目二九	五七 春日部市本田町一丁目	程吉 千知	変更後



## 告 示

埼玉県告示第六十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術機関として、次の者を指定した。

平成二十七年一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者	所在地	指定年月日
むろた皮膚科	医療法人 八東越谷市下間久里七九〇 会	一	平成二十六年十二月一日
医療法人社団医療法人社団 トータルアイケトータルアイケ ア アイケアクア リニック	医療法人社団医療法人社団 草加市氷川町八二九		平成二十六年十一月一日
すずかけのき越 谷クリニック	医療法人 いこ いの水	越谷市大成町一―二二 四七―	平成二十六年十二月一日
奥山こどもクリ ニック	医療法人 奥山 こどもクリニッ ク	白岡市高岩七六五― 新白岡駅前ホスピタリ ティパーク三F	平成二十六年十一月一日
ファミリ―タイ ズクリニック	医療法人社団 真勁秀	朝霞市本町二―四―二 五―五F	平成二十六年十一月一日
医療法人 豊和医療法人 会 桶川中央ク リニック	豊和桶川市若宮二―二―二 二		平成二十七年一月一日
くき眼科	宮本 智	久喜市本町六―二―一	平成二十六年十一月八日
メイブルクリニ ック	林 美夏	所沢市山口三三―一 グランディール二〇二月一 号	平成二十六年十二月一日
医療法人社団医療法人社団 辰樹会 馬島医 院	辰樹会 馬島医辰樹会	狭山市青柳一四九―八	平成二十六年十一月一日
医療法人社団医療法人社団 東飯会 おおの東飯会 はら眼科	秩父市大野原四二九― 一		平成二十六年九月一日



わかば薬局 長わかば薬局株式会社	入間郡毛呂山町中央	平成二十六年十一月二十三日
瀨店	四一七一二九	月二十三日
タツミ調剤薬局	株式会社 富士薬	飯能市美杉台二一
品	〇一五	平成二十六年七月一日
スギ薬局 鴻巣株式会社	スギ薬	鴻巣市本町三一一
本町店	局	一〇 青木ハイツ
医療生協さいたま医療生協さいたま	上尾市弁財一六	平成二十六年七月
ま 訪問看護	一 第二ふじみハイ	一日
テーションかも	ツ一階F号室	
がわ		
医療法人 健仁	川口市新井宿八〇二	平成二十六年七月
会 益子老人保	一五	一日
健施設 訪問看		
護ステーション		
さわやか		
あおき訪問看護	株式会社 ブルー	朝霞市西弁財二一二
ステーション	ツリー	一九一〇三
訪問看護ステーションLeaf	HKS株式会社	ふじみ野市亀久保二
		丁目四一六 コーウ
		ンビル二〇二
		平成二十六年七月十九日

二 指定施術機関

氏名	住所	名称	所在地	指定年月日
竹之内 慎太郎		ハッピー整骨院	東京都東村山市久平成二十六 年十二月一日 米川町五―四―一月一日 一〇二	
佐藤 謙次郎		ほがらか整骨院	富士見市針ヶ谷一 二八―二〇―サ九日 ンパーク弥生A棟 一階	平成二十七年一月
片桐 健太		株式会社 いい づか接骨院	入間郡越生町越生 東二―一―一五	平成二十七年一月 五日
松浦 一浩		松浦接骨院	鴻巣市鴻巣一―八 六―八	平成二十七年一月 八日
河合 栄治郎		かわい鍼灸接骨 院	東京都練馬区小竹 町一―六八―一―日 太閤江古田マンシ ヨン―〇五A	平成二十六年七月
牛窪 徹		うしくぼぬちの 木鍼灸院	鶴ヶ島市鶴ヶ丘五 九―一	平成二十七年一月 一日
吉田 智哉		東洋はり灸院	蓮田市東六―一― 五 いさみビル 〇―	平成二十六年十二 月一日
宮田 和典		東大沢ゆめみ野 整骨院	北葛飾郡松伏町ゆ めみ野六―二―九 月一日	平成二十六年十二 月一日
木下 幸紀		本町さくら整骨 院	東京都板橋区本町 二六―一	平成二十六年十二 月二十六日
井上 雅人		南行徳はりきゅ う整骨院	千葉県市川市南行 徳一―一六―二三― 一F	平成二十六年七月

## 告 示

埼玉県告示第六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十七年一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	矢倉内科クリニク	所在地	所沢市下安松	開設者名	道泰	サービスの種類	介護予防居宅療養管理指導	指定年月日	平成二十六年七月一日
	スリーウイン		ふじみ野市上株	株式会社スリーウイン	福岡二一六	福祉用具貸与	特定福祉用具販売		平成二十六年七月一日
	寿美デイサービス		秩父郡小鹿野	株式会社寿美通所	秩父郡小鹿野九保養センター	介護予防福祉用具貸与	特定介護予防福祉用具販売		平成二十六年十二月十五日
	グループホーム ひいらぎの里		朝霞市岡三	有限会社埼玉ライフサポート	朝霞市岡三	介護予防通所介護	介護予防認知症対応型共同生活介護		平成二十七年二月一日
	愛の家グループホーム久喜東		久喜市久喜東	メディカル・ケア・サービス株式会社	久喜市久喜東	介護予防認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護		平成二十六年十二月一日

訪問看護ステーションLeaf		ふじみ野市亀		HKS株式会社		訪問看護		平成二十六年十月十九日	
afビル二〇二		六コーウン				介護予防訪問看護			
メープル薬局越谷店		越谷市瓦曾根		有限会社大成薬品		居宅療養管理指導		平成二十七年二月一日	
ハートフル薬局狭山ヶ丘店		所沢市東狭山ヶ丘五二七		株式会社ファミらい		居宅療養管理指導		平成二十七年一月一日	
よつば薬局		富士見市鶴馬		有限会社社会堂		居宅療養管理指導		平成二十七年一月一日	
大和薬局戸田店		戸田市新曽		株式会社大和薬局		居宅療養管理指導		平成二十七年二月一日	
武蔵藤沢薬局		入間市東藤沢		徳永薬局株式会社		居宅療養管理指導		平成二十六年十月一日	
三		三一		一九一二会社		介護予防居宅療養管理指導			



## 告 示

埼玉県告示第六十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十七年一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称		変更事項		変更前		変更後		機関種別名	
やまて歯科医院		所在地		飯能市山手町六 一		飯能市飯能一三 三七一三		介護予防居宅療養 管理指導 居宅療養管理指導	
高齢者グループ ホーム「ほっとほ っと」		所在地		行田市野七六八 一一		行田市埼玉四五 三四一四		介護予防認知症対 応型共同生活介護 認知症対応型共同 生活介護	
おぶすまの里		所在地		寄居町牟礼一五 一〇		寄居町牟礼一五 〇八一		居宅介護支援 介護予防認知症対 応型共同生活介護 介護予防通所介護 認知症対応型共同 生活介護 通所介護	
ぶここの里デイ サービスセンタ ー		名称		武甲の里デイサ ービスセンター		ぶここの里デイ サービスセンタ ー		介護予防通所介護 通所介護	
幸せの羽訪問看 護ステーション		所在地		杉戸町倉松一 一四一二四		杉戸町清地一 一〇一七		介護予防訪問看護 訪問看護	

## 告 示

埼玉県告示第六十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり休止の届出があつた。

平成二十七年一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	幸せの羽居宅介北葛飾郡杉戸町清地 護支援事業所
所在地	三ー一八一ー一八
サービスの種類	居宅介護支援
休止年月日	平成二十三年十月 一日

## 告 示

埼玉県告示第六十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十七年一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

名称	ウエル歯科クリニック	
所在地	春日部市藤塚一〇五三一 五	
サービスの種類	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養 管理指導
廃止年月日	平成二十六年十月 三十一日	

# 告 示

埼玉県告示第六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、神扇落悪水路土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	上 原 宗 一	埼玉県北葛飾郡杉戸町大字並塚千二百二十番地

# 告示

埼玉県告示第六十七号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十七年一月三十日

埼玉県知事 上田清司

## 一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県秩父市黒谷字横ヨウ二二四〇の一、二二四一から二二四四まで、二二四五の一、二二四五の二、二二四六、二二四七、字所沢二二八八、二二九一の一、二二九一の二、二二九二の一、二二九二の二、二二九三から二二九九まで、二三〇〇の一から二三〇〇の三まで、二三〇一の四、二三〇一の七、二三〇一の八、二三〇二、二三〇三、二三〇九の一、二三〇九の三、字上横ヨウ二三六七の五から二三六七の七まで

## 二 指定の目的

土砂の流出の防備

## 三 指定施業要件

### イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字横ヨウ二二四六・二二四七・字所沢二二九三から二二九五まで（以上五筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

□ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。)



# 告示

埼玉県告示第六十八号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成二十七年一月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県秩父市吉田太田部字キタ九九二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は、択伐による。

字キタ九九二（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係るものは、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# 告 示

埼玉県告示第六十九号

測量計画機関である北本県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

北本県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

埼玉県北本市（一部）、桶川市（一部）

四 作業期間

平成二十六年十月三十一日から平成二十七年二月二十七日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第七十号

測量計画機関である本庄県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 測量計画機関

本庄県土整備事務所

### 二 作業種類

公共測量（三級基準点測量）

### 三 作業地域

その一…本庄市、上里町

その二…本庄市、上里町、神川町

その三…本庄市、美里町

その四…本庄市、神川町

### 四 作業期間

平成二十七年一月二十六日から平成二十七年三月十六日まで

# 告 示

埼玉県告示第七十一号

測量計画機関である八潮市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

八潮市

二 作業種類

公共測量（修正数値図化 地図情報レベル二五〇〇）

三 作業地域

八潮市 八潮南部中央一体型特定土地区画整理事業施行区域

四 作業期間

平成二十七年一月十九日から平成二十七年一月三十一日まで

# 告 示

埼玉県告示第七十二号

平成二十六年埼玉県告示第千二百九十六号で公示した公共測量（空中写真撮影、写真地図作成）は、平成二十六年十二月二十五日終了した旨測量計画機関である野町から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

埼玉県告示第七十二号

鳩山町から毛呂山・越生都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第七十四号

幸手市から幸手都市計画道路の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十七年一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 告 示

埼玉県告示第七十五号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第一百三条第三項の規定により、独立行政法人都市再生機構から草加都市計画事業八潮南部中央一体型特定土地区画整理事業について換地処分をした旨の届け出があつたので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十七年一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司



# 告 示

埼玉県告示第七十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三百三条第三項の規定により、独立行政法人都市再生機構から草加都市計画事業三郷中央一体型特定土地区画整理事業について換地処分をした旨の届け出があったので、同条第四項の規定により、  
公告する。

平成二十七年一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 告 示

### 埼玉県告示第七十七号

昭和五十年埼玉県告示第八五十六号（埼玉県屋外広告物条例に基づく禁止地域等の指定について）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から施行する。

平成二十七年一月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

第一号口に次のように加える。

- (35) 一般県道惣新田幸手線のうち、主要地方道境杉戸線との北側の交点から幸手市道千四百四十五号線との交点までの区間及び一般国道四百六十八号線との交点から幸手市道二 十七号線との交点までの区間並びにこれらの区間の路端から両側五十メートル以内の区域

# 告示

埼玉県告示第七十八号

都市公園の区域を次のとおり変更する。

平成二十七年一月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

戸田公園

二 位置

戸田市戸田公園地先内

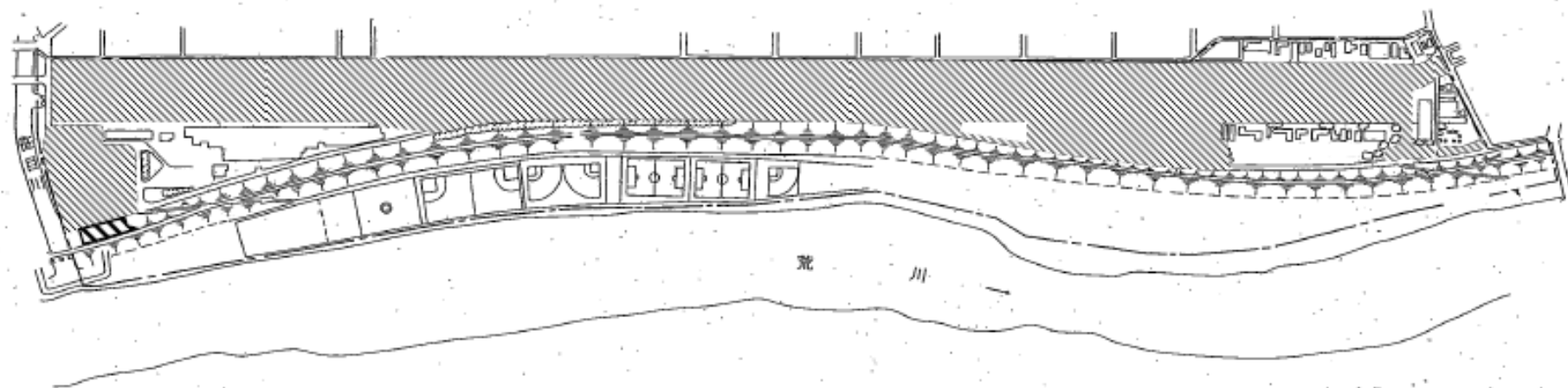
三 変更に係る区域


別図のとおり


四 変更に係る区域の供用開始の期日

平成二十七年二月一日

# 戸田公園



 : 現在の供用開始区域

 : 平成26年度供用開始予定区域 (0.3ha)



# 告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年一月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

一 道路の種類 県道

二 路線名 三芳富士見線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先 ま で  山 室 一 丁 目 一 三 三 九 番 一 地	富 士 見 市 大 字 鶴 馬 字 山 室 前  一 七 九 七 番 五 地 先 か ら 同 市	区  間
二 ・ 一 〃  三 ・ 八 一	二 ・ 一 〃  二 七 ・ 七	敷 地 の 幅 員  (メ ー ト ル) )
	一 四 ・ 二 二	延 長  (メ ー ト ル) )
		備  考

# 告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年一月三十日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環  
境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月三十日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

一 道路の種類 県道

二 路線名 さいたまふじみ野所沢線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
地 先 ま で	ふ じ み 野 市 上 福 岡 二 丁 目 一 五 七 九 番 一 地 先 か ら 同 市 上	区 間
一 三 ・ 五 ）  一 三 ・ 六	九 ・ 二 ）  一 三 ・ 六	敷 地 の 幅 員  (メ ー ト ル )
	四 一 ・ 二	延 長  (メ ー ト ル )
		備  考



## 告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十七年一月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月三十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 戸井原 章

<p>四百七号</p>	<p>路線名</p>
<p>東松山市大字上野本字中曾根一六四七番一地从先から同市あずま町一番一地从先まで</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十七年二月四日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>延長一四〇・〇メートル。平成十九年三月二十三日付け埼玉県東松山市土整備事務所長告示第四十八号で変更した道路予定区域の供用開始である。</p>	<p>備考</p>

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年一月三十日

埼玉県川越建築安全センター所長 橘

裕 子

一 許可番号

平成二十六年九月二十二日

指令川建セ第二六〇〇五七〇号

二 検査済証番号

平成二十七年一月二十七日

川建セ第二六〇一三六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡小川町大字下横田字寅ヶ谷戸四十四番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡小川町大字小川七百三十二番地一 リュミエール一〇五号

戸野倉 真視

## 告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十七年一月三十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 内藤知行

### 一 許可番号

平成二十七年一月二十三日

指令越建セ第二六〇〇二〇一号

### 二 検査済証番号

平成二十七年一月二十七日

越建セ第四四〇一七号

### 三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡杉戸町大字並塚字南前六百四十七番一

### 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

千葉県流山市江戸川東二丁目六―五

庄子 晴夫

千葉県流山市宮園一―十一―一〇五

庄子 聡

# 告 示

埼玉県公営企業告示第一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年一月三十日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用ポリ塩化アルミニウム 9,877 トン

（月間最大予定数量 1,968 トン）

### (2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び購入仕様書による。

### (3) 契約期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで

### (4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県庄和浄水場

埼玉県行田浄水場

埼玉県新三郷浄水場

埼玉県吉見浄水場

### (5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成 24 年埼玉県告示第 1086 号）に基づき、営業区分「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：ポリ塩化アルミニウム」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱

に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

### 3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

#### (1) 提出期限

平成27年2月27日（金）午後5時（必着）

#### (2) 提出方法

##### ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。また、その他必要書類を3(3)に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

##### イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3(3)に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

#### (3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

#### (4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3(3)に定める機関に連絡すること。

#### (5) 確認結果通知

確認結果の通知は、平成27年3月12日（木）までにシステム又は郵送により通知する。

### 4 仕様書等に関する質問及び回答

#### (1) 提出先及び方法

3(3)に定める機関に確認申請書及び添付書類とともに質問書（別添様式6）を提出する。

#### (2) 受付期限

平成27年2月27日（金）午後5時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成 27 年 3 月 12 日（木）までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲載する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

平成 27 年 3 月 13 日（金）から平成 27 年 3 月 23 日（月）午後 5 時

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5(3)に定める機関に入札書（別添様式 2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること（持参不可）。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

（機関名）埼玉県企業局財務課財務第一担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館 2 階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

平成 27 年 3 月 24 日（火）午前 10 時 00 分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1(1)に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号または第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金



契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率 (100 分の 10 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を平成 27 年 2 月 27 日 (金) 午後 5 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5 「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程 (平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号) 第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2 (2) に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当 (物品)

(電話番号) 048-830-5775 (直通)

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金

を受注者に支払うものとする。

- (10) 本件入札は、対象となる物品の調達に係る予算が議決されなかったとき、または減額があったときは、調達手続を延期または停止することがある。
- (11) その他詳細は、入札説明書による。

## 7 Summary

- (1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:  
Polyaluminium Chloride, 5 water filtration plants, total of 9,877 tons
- (2) Delivery destinations:  
Okubo, Showa, Gyoda, Shin-Misato and Yoshimi Water Filtration Plants
- (3) Delivery period: From April 1, 2015 to September 30, 2015  
(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)
- (4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:  
By electronic bidding system: Must be received by 5:00 p.m. on February 27, 2015  
(Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. on February 27, 2015)
- (5) Deadline for bids:  
By electronic bidding system: 5:00 p.m. on March 23, 2015  
(Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. on March 23, 2015)
- (6) Other Information  
Details are specified in the “Bidding Instructions” (Japanese).
- (7) Contact information:  
Waterworks Management Division  
Public Enterprise Bureau  
Saitama Prefectural Government,  
Takasago 3-14-21, Urawa-ku  
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063  
Japan  
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

# 告 示

埼玉県公営企業告示第二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年一月三十日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用液体塩素 783 トン

（月間最大予定数量 139 トン）

### (2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び購入仕様書による。

### (3) 契約期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで

### (4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県庄和浄水場

埼玉県行田浄水場

### (5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成 24 年埼玉県告示第 1086 号）に基づき、「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：その他工業用薬品」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

### 3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

#### (1) 提出期限

平成27年2月27日（金）午後5時（必着）

#### (2) 提出方法

##### ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。また、その他必要書類を3(3)に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

##### イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3(3)に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

#### (3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

#### (4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3(3)に定める機関に連絡すること。

#### (5) 確認結果通知

確認結果の通知は、平成27年3月12日（木）までにシステム又は郵送により通知する。

### 4 仕様書等に関する質問及び回答

#### (1) 提出先及び方法

3(3)に定める機関に確認申請書及び添付書類とともに質問書（別添様式6）を提出する。

#### (2) 受付期限

平成27年2月27日（金）午後5時（必着）

#### (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成27年3月12日（木）までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

## 5 入札書の提出場所等

### (1) 入札書受付期間

平成 27 年 3 月 13 日（金）から平成 27 年 3 月 23 日（月）午後 5 時

### (2) 提出方法

#### ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

#### イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式 2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること（持参不可）。

### (3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

（機関名）埼玉県企業局財務課財務第一担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

### (4) 開札の場所及び日時

#### ア 開札場所

埼玉県職員会館 2 階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

#### イ 開札日時

平成 27 年 3 月 24 日（火）午前 10 時 30 分

## 6 その他

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号または第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入

札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を平成 27 年 2 月 27 日（金）午後 5 時まで提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号）330-9301

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

（機関名）埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）

（電話番号）048-830-5775（直通）

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 本件入札は、対象となる物品の調達に係る予算が議決されなかったとき、または減額があったときは、調達手続を延期または停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書による。

## 7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Liquefied Chlorine, 3 water filtration plants, total of 783 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo, Showa and Gyoda Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From April 1, 2015 to September 30, 2015

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

By electronic bidding system: Must be received by 5:00 p.m. on February 27, 2015

(Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. on February 27, 2015)

(5) Deadline for bids:

By electronic bidding system: 5:00 p.m. on March 23, 2015

(Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. on March 23, 2015)

(6) Other Information

Details are specified in the "Bidding Instructions" (Japanese).

(7) Contact information:

Waterworks Management Division  
Public Enterprise Bureau  
Saitama Prefectural Government,  
Takasago 3-14-21, Urawa-ku  
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063  
Japan  
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)



# 告 示

埼玉県公営企業告示第三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり  
一般競争入札に付する。

平成二十七年一月三十日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用次亜塩素酸ナトリウム 976 トン

（月間最大予定数量 215 トン）

### (2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び購入仕様書による。

### (3) 契約期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで

### (4) 納入場所

埼玉県庄和浄水場

埼玉県新三郷浄水場

埼玉県吉見浄水場

### (5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成 24 年埼玉県告示第 1086 号）に基づき、「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：次亜塩素酸ソーダ」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

### 3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

#### (1) 提出期限

平成27年2月27日（金）午後5時（必着）

#### (2) 提出方法

##### ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。また、その他必要書類を3(3)に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

##### イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3(3)に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

#### (3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

#### (4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3(3)に定める機関に連絡すること。

#### (5) 確認結果通知

確認結果の通知は、平成27年3月12日（木）までにシステム又は郵送により通知する。

### 4 仕様書等に関する質問及び回答

#### (1) 提出先及び方法

3(3)に定める機関に確認申請書及び添付書類とともに質問書（別添様式6）を提出する。

#### (2) 受付期限

平成27年2月27日（金）午後5時（必着）

#### (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成27年3月12日（木）までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

## 5 入札書の提出場所等

### (1) 入札書受付期間

平成 27 年 3 月 13 日（金）から平成 27 年 3 月 23 日（月）午後 5 時

### (2) 提出方法

#### ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

#### イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式 2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること（持参不可）。

### (3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

（機関名）埼玉県企業局財務課財務第一担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

### (4) 開札の場所及び日時

#### ア 開札場所

埼玉県職員会館 2 階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

#### イ 開札日時

平成 27 年 3 月 24 日（火）午前 11 時 00 分

## 6 その他

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号または第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入

札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を平成 27 年 2 月 27 日（金）午後 5 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号）330-9301

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

（機関名）埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）

（電話番号）048-830-5775（直通）

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 本件入札は、対象となる物品の調達に係る予算が議決されなかったとき、または減額があったときは、調達手続を延期または停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書による。

## 7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Sodium Hypochlorite, 3 water filtration plants, total of 976 tons

(2) Delivery destinations:

Showa, Shin-Misato and Yoshimi Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From April 1, 2015 to September 30, 2015

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

By electronic bidding system: Must be received by 5:00 p.m. on February 27, 2015

(Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. on February 27, 2015)

(5) Deadline for bids:

By electronic bidding system: 5:00 p.m. on March 23, 2015

(Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. on March 23, 2015)

(6) Other Information

Details are specified in the "Bidding Instructions" (Japanese).

(7) Contact information:

Waterworks Management Division

Public Enterprise Bureau

Saitama Prefectural Government,

Takasago 3-14-21, Urawa-ku

Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063

Japan

Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

# 告 示

埼玉県公営企業告示第四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年一月三十日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用粉末活性炭（ウェット炭） 258 トン  
（月間最大予定数量 82 トン）

### (2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び購入仕様書による。

### (3) 契約期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで

### (4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場  
埼玉県庄和浄水場  
埼玉県行田浄水場

### (5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成 24 年埼玉県告示第 1086 号）に基づき、「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：活性炭」に登録された者であること。
- (3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
- (5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。



### 3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

#### (1) 提出期限

平成27年2月27日（金）午後5時（必着）

#### (2) 提出方法

##### ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。また、その他必要書類を3(3)に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

##### イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3(3)に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

#### (3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

#### (4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3(3)に定める機関に連絡すること。

#### (5) 確認結果通知

確認結果の通知は、平成27年3月12日（木）までにシステム又は郵送により通知する。

### 4 仕様書等に関する質問及び回答

#### (1) 提出先及び方法

3(3)に定める機関に確認申請書及び添付書類とともに質問書（別添様式6）を提出する。

#### (2) 受付期限

平成27年2月27日（金）午後5時（必着）

#### (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成27年3月12日（木）までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

## 5 入札書の提出場所等

### (1) 入札書受付期間

平成 27 年 3 月 13 日（金）から平成 27 年 3 月 23 日（月）午後 5 時

### (2) 提出方法

#### ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

#### イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式 2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること（持参不可）。

### (3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

（機関名）埼玉県企業局財務課財務第一担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

### (4) 開札の場所及び日時

#### ア 開札場所

埼玉県職員会館 2 階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

#### イ 開札日時

平成 27 年 3 月 24 日（火）午後 1 時 30 分

## 6 その他

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号または第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入

札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を平成 27 年 2 月 27 日（金）午後 5 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号）330-9301

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

（機関名）埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）

（電話番号）048-830-5775（直通）

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 本件入札は、対象となる物品の調達に係る予算が議決されなかったとき、または減額があったときは、調達手続を延期または停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書による。

## 7 Summary

(1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:

Powdered Activated Carbon, 3 water filtration plants, total of 258 tons

(2) Delivery destinations:

Okubo, Showa and Gyoda Water Filtration Plants

(3) Delivery period: From April 1, 2015 to September 30, 2015

(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)

(4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:

By electronic bidding system: Must be received by 5:00 p.m. on February 27, 2015

(Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. on February 27, 2015)

(5) Deadline for bids:

By electronic bidding system: 5:00 p.m. on March 23, 2015

(Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. on March 23, 2015)

(6) Other Information

Details are specified in the "Bidding Instructions" (Japanese).

(7) Contact information:

Waterworks Management Division  
Public Enterprise Bureau  
Saitama Prefectural Government,  
Takasago 3-14-21, Urawa-ku  
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063  
Japan  
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

# 告 示

埼玉県公営企業告示第五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年一月三十日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用粉末活性炭（ドライ炭） 289 トン

（月間最大予定数量 102 トン）

### (2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び購入仕様書による。

### (3) 契約期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 30 日まで

### (4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県吉見浄水場

### (5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は1トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成 24 年埼玉県告示第 1086 号）に基づき、「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：活性炭」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

## 3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

(1) 提出期限

平成27年2月27日（金）午後5時（必着）

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。また、その他必要書類を3(3)に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3(3)に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

(3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

(4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3(3)に定める機関に連絡すること。

(5) 確認結果通知

確認結果の通知は、平成27年3月12日（木）までにシステム又は郵送により通知する。

4 仕様書等に関する質問及び回答

(1) 提出先及び方法

3(3)に定める機関に確認申請書及び添付書類とともに質問書（別添様式6）を提出する。

(2) 受付期限

平成27年2月27日（金）午後5時（必着）

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成27年3月12日（木）までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書受付期間

平成 27 年 3 月 13 日 (金) から平成 27 年 3 月 23 日 (月) 午後 5 時

(2) 提出方法

ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

イ 紙媒体で提出する場合 (システム未登録の者に限る)

5 (3) に定める機関に入札書 (別添様式 2) を期限までに提出する (必着)。

なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること (持参不可)。

(3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

(郵便番号) 330-0063

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

(機関名) 埼玉県企業局財務課財務第一担当

(電話番号) 048-830-7038 (直通)

(4) 開札の場所及び日時

ア 開札場所

埼玉県職員会館 2 階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

イ 開札日時

平成 27 年 3 月 24 日 (火) 午後 2 時 00 分

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率 (100 分の 5 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程 (昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。) 第 123 条第 2 項第 1 号または第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保証金の率 (100 分の 10 以上) を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項第 1 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。



(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を平成 27 年 2 月 27 日（金）午後 5 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

（郵便番号）330-9301

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号

（機関名）埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）

（電話番号）048-830-5775（直通）

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 本件入札は、対象となる物品の調達に係る予算が議決されなかったとき、または減額があったときは、調達手続を延期または停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:  
Dry Powdered Activated Carbon, 2 water filtration plants, total of 289 tons
- (2) Delivery destinations:  
Okubo and Yoshimi Water Filtration Plants
- (3) Delivery period: From April 1, 2015 to September 30, 2015  
(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)
- (4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:  
By electronic bidding system: Must be received by 5:00 p.m. on February 27, 2015  
(Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. on February 27, 2015)
- (5) Deadline for bids:  
By electronic bidding system: 5:00 p.m. on March 23, 2015  
(Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. on March 23, 2015)
- (6) Other Information  
Details are specified in the "Bidding Instructions" (Japanese).
- (7) Contact information:  
Waterworks Management Division  
Public Enterprise Bureau  
Saitama Prefectural Government,  
Takasago 3-14-21, Urawa-ku  
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063  
Japan  
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)

# 告 示

埼玉県公営企業告示第六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十七年一月三十日

埼玉県公営企業管理者 松 岡 進

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び予定数量（単価契約）

水道用濃硫酸 1,537 トン

（月間最大予定数量 176 トン）

### (2) 購入物品の仕様等

入札説明書及び購入仕様書による。

### (3) 契約期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

### (4) 納入場所

埼玉県大久保浄水場

埼玉県庄和浄水場

埼玉県行田浄水場

埼玉県新三郷浄水場

埼玉県吉見浄水場

### (5) 入札方法

本件入札は「埼玉県電子入札共同システム」（以下「システム」という。）により行う。ただし、システムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。また、入札金額は 1 トン当たりの単価を記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成 24 年埼玉県告示第 1086 号）に基づき、営業区分「物品の販売」の A 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：工業用薬品、小分類：硫酸」に登録された者であること。

(3) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

(5) 購入物品について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること。

### 3 入札参加資格の確認

この入札に参加しようとする者は、次のとおり、一般競争入札参加資格確認申請書（別添様式1-1）（以下「確認申請書」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

#### (1) 提出期限

平成27年2月27日（金）午後5時（必着）

#### (2) 提出方法

##### ア システムで提出する場合

システムから確認申請する。また、その他必要書類を3(3)に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

##### イ 紙媒体で提出する場合（ただし、システム未登録の者に限る）

3(3)に定める機関に郵送（書留郵便又は簡易書留）で提出する（持参不可）。

#### (3) 確認申請書等の提出先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号

（機関名）埼玉県企業局水道管理課水質担当

（電話番号）048-830-7094（直通）

#### (4) 入札説明書、仕様書、様式等の入手方法

システムからダウンロードして入手すること。ただし、ダウンロードできない場合は、3(3)に定める機関に連絡すること。

#### (5) 確認結果通知

確認結果の通知は、平成27年3月12日（木）までにシステム又は郵送により通知する。

### 4 仕様書等に関する質問及び回答

#### (1) 提出先及び方法

3(3)に定める機関に確認申請書及び添付書類とともに質問書（別添様式6）を提出する。

#### (2) 受付期限

平成27年2月27日（金）午後5時（必着）

#### (3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、平成 27 年 3 月 12 日（木）までに、入札情報公開システムの本案件の発注図書ファイルに掲示する。

## 5 入札書の提出場所等

### (1) 入札書受付期間

平成 27 年 3 月 13 日（金）から平成 27 年 3 月 23 日（月）午後 5 時

### (2) 提出方法

#### ア システムで提出する場合

期限までに入札金額等をシステムのファイルに記録する。

#### イ 紙媒体で提出する場合（システム未登録の者に限る）

5（3）に定める機関に入札書（別添様式 2）を期限までに提出する（必着）。

なお、書留郵便又は簡易書留郵便によること（持参不可）。

### (3) 紙媒体による入札書を郵送する場合のあて先

（郵便番号）330-0063

（所在地）埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号

（機関名）埼玉県企業局財務課財務第一担当

（電話番号）048-830-7038（直通）

### (4) 開札の場所及び日時

#### ア 開札場所

埼玉県職員会館 2 階 埼玉県企業局財務課執務室

なお、開札への立会いは不要とする。

#### イ 開札日時

平成 27 年 3 月 24 日（火）午後 2 時 30 分

## 6 その他

### (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

### (2) 入札保証金及び契約保証金

#### ア 入札保証金

入札者は見積もった契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年埼玉県公営企業管理規程第 5 号、以下「財務規程」という。）第 123 条第 2 項第 1 号または第 4 号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

#### イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に 1 (1) に定める予定数量を乗じた金額に契約保

証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第110条第2項第1号の規定に該当する場合は免除する。詳細は、入札説明書による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、確認申請書を平成27年2月27日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

イ 入札者は、5「入札書の提出場所等」に従い、入札書を提出しなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札

ウ 財務規程第127条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年埼玉県公営企業管理規程第13号）第9条の規定に該当する入札

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第124条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、本県所定の競争入札参加資格申請受付システムで必要事項を登録した上、必要な書類を添付して、下記の機関に提出すること。

(郵便番号) 330-9301

(所在地) 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

(機関名) 埼玉県総務部入札審査課審査担当（物品）

(電話番号) 048-830-5775（直通）

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

- (10) 本件入札は、対象となる物品の調達に係る予算が議決されなかったとき、または減額があったときは、調達手続を延期または停止することがある。
- (11) その他詳細は、入札説明書による。

## 7 Summary

- (1) Description and scheduled quantity of water chemicals to be purchased:  
Sulfuric Acid, 5 water filtration plants, total of 1,537 tons
- (2) Delivery destinations:  
Okubo, Showa, Gyoda, Shin-Misato and Yoshimi Water Filtration Plants
- (3) Delivery period: From April 1, 2015 to March 31, 2016  
(During this period, the quantity of chemicals that we ordered will be delivered to the specified water filtration plants.)
- (4) Deadline for submission of application forms and relevant documents for bidding qualification:  
By electronic bidding system: Must be received by 5:00 p.m. on February 27, 2015  
(Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. on February 27, 2015)
- (5) Deadline for bids:  
By electronic bidding system: 5:00 p.m. on March 23, 2015  
(Bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m. on March 23, 2015)
- (6) Other Information  
Details are specified in the "Bidding Instructions" (Japanese).
- (7) Contact information:  
Waterworks Management Division  
Public Enterprise Bureau  
Saitama Prefectural Government,  
Takasago 3-14-21, Urawa-ku  
Saitama-shi, Saitama-ken 330-0063  
Japan  
Telephone: 048-830-7094 (Japanese)



# 告 示

## 埼玉県教委告示第二号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十七年一月三十日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康夫

### 一 日時

平成二十七年二月五日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

イ 県議会平成二十七年二月定例会提出予定案件について

ロ 平成二十七年年度埼玉県教育行政重点施策の策定について

ハ その他

# 雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十六年十一月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十七年一月三十日

埼玉県病害虫防除所長 原 田 弘 之

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料 添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造 (輸入) 年月	試験項目	違反の有無及び 違反の内容
相馬商事(株) 東京都港区	山一商事(株) 埼玉県東松山市	乾牧草	チモシー 1	26.10	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	同上	アルファルファ	26.11	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	同上	スーダン	26.11	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	同上	オーツヘイ	26.10	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。